

松尾尊兌著 『滝川事件』

西山 伸†

1. 本書の構成

ここ数年、滝川事件を扱った本の出版が続いている⁽¹⁾。いずれも一次資料を豊富に使いながら、戦後蓄積されてきた大学自治研究に新しい一歩を加えることに成功している。こういった傾向は、滝川事件あるいはこれに代表される大学自治の問題が、今なお有力な研究対象であることを示していると言えよう。そのような中、滝川事件を長年正面から研究してきた著者によって表記の本が刊行された。事件の全体像をまとめた本の執筆は著者以外にありえないと思っていたのは、評者だけではないであろう。本書の刊行を率直に喜ぶたい。

本書の構成は以下のとおりである。

序 自由と自治の伝統 一 沢柳事件と滝川事件一

I 沢柳事件始末

はじめに

- 一 沢柳事件の発端をめぐって
- 二 沢柳事件の解決をめぐって
- 三 沢柳総長の後任問題

おわりに

II 瀧川⁽²⁾ 処分まで

はじめに

- 一 中央大学講演
- 二 第六四議会における赤化教授問題

三 文部省の攻勢

四 京大の応戦

五 文官高等分限委員会

六 なぜ瀧川だけが処分されたのか

III 局面打開への努力 一 小西解決案と佐々木惣一

はじめに

- 一 総長上京と佐々木案
 - 二 文部省との交渉と小西解決案の公表
 - 三 佐々木の最終解決案と総長辞任
- おわりに

IV 滝川事件の展開 一 非常時下の知識人一

- 一 大学教授の動向
- 二 学生運動
- 三 ジャーナリズム
- 四 結末

V 滝川事件以後 一 京都大学法学部再建問題一

はじめに

- 一 戦前の法学部再建問題
 - 二 戦後の再建問題
- おわりに

VI 滝川事件をめぐる人びと

- 一 恒藤恭と菊池寛
- 二 岩波茂雄

† 京都大学大学文書館助教授

三 河上肇と佐々木惣一

四 ある日の桑原武夫先生

著者が滝川事件研究を始めたのは1983年のことだという。本書は最も古いものでは1986年に発表されたⅢから、最新のものでは2004年に本紀要第2号に発表されたⅤまで、Ⅱ以外は雑誌・論文集等に掲載された論文をもとにしている。今回初めて発表されたⅡは、著者が1986年に約100枚書いていた原稿をもとにしている。

「序 自由と自治の伝統」は、著者が1999年の京大法学部創立百周年記念講演会で行った講演である。ここでは沢柳事件と滝川事件の問題点が指摘され、前者は文部省対帝国大学の抗争であったのに対して後者では京大法学部を組織として支援する大学・学部はなかったこと、前者で前進がもたらされた大学自治が後者で破壊されたこと、ただし、前者の大学自治は明確に制度化されることはなく慣習にとどまったこと、前者では大学自治の政治的背景として大正デモクラシー運動があったのに対して後者では満州事変や五・一五事件によって政党政治や議会中心政治が終わりを告げていたこと、そして後者の問題として滝川の率直な言動および大学自治の本山としての京大に打撃を与えるため京大が狙われたこと、および事件の収束の失敗が戦後における法学部の再建を著しく困難ならしめたこと、などが述べられており、本書全体の前提としての位置づけが与えられている。

「Ⅰ 沢柳事件始末」では、沢柳事件を1913・14年の沢柳政太郎総長と法科大学の抗争から奥田義人文相の裁定および沢柳の辞任までとするのではなく、1915年に京大内部の意向聴取の上実現した荒木寅三郎総長就任までととらえている。つまり、奥田裁定による教授任免に関する教授会権限の承認をもって終わりとするのではなく、総長（＝管理者）を学内から選ぶべき一最終的には公選制を目指していた一とする京大の動き

を事件と一連のものとしているのである。戦前の大学自治をめぐる事件で主に問われたのは、学問の自由と密接に関わる教官の身分保障と、総長や学部長といった管理者の学内公選の実現の二点であったことを考えると、著者のこの位置づけは納得できるものである。その上で、本論で初公開となった「鉄史齋日記」（文学部教授坂口昂の日記）などを駆使して、沢柳の行った人事権専断行使は7教授免官にとどまらなかったこと、京大他分科大学や東大法科の支援が奥田裁定に大きな影響を及ぼしたが、奥田は議会や世論の動向をにらみ対京大と対議会での大学自治についての発言を使い分けており、それを不満とする硬派が法科大学に数人いたこと、沢柳の後任選定にあたっては文科大学を中心として選挙規定が考案されるなどの動きがあったことなどが指摘されている。

「Ⅱ 瀧川処分まで」では、滝川事件の発端とされている1932年10月に行われた滝川の中央大学における講演から、文官高等分限委員会の決定にもとづき1933年5月26日に発令された滝川の休職処分までの経過が詳細に検証されている。特に滝川の処分断行にあたっての文部省および鳩山一郎文相の主体性が強調されており、事件が表面化することになった第64議会における宮沢裕の「赤化教授」追放に関する質問（1933年2月1日）よりも早い段階で、文部省は滝川処分を決意していたという。それは、議会の答弁において、すでに大学自治への干渉の意図を明確に示していたことに表れていた。ところが、これに対して新聞や当の法学部も楽観的であり「ほとんど無警戒のままに文部当局からの一撃を見舞われることにな」（97ページ）ったという。さらに滝川が処分の対象になった理由として、滝川の言動が処分の対象となりやすかったこと、政官界に多くの卒業生を持つ東大は手をつけにくかったこと、一方京都学連事件以来「赤化」の本山とされ、また大学自治の元祖でもあった京大を狙ったこと、が挙げられ

ている。そして、文部当局および政府の側のこの事件の目標は、大学の人事行政の実権を握ることであり、そのためにも「歴史的伝統を誇」る京大法学部を「落城させてしまえば、全国各大学への波及的効果は大きい」（148 ページ）ので、京大及び滝川が処分の対象となったと説かれている。

「Ⅲ 局面打開への努力」では、滝川の処分決定による法学部教官一同の辞表提出から、小西重直総長と鳩山文相との間で同意された解決案（小西解決案）の決定前後までの経緯が、「佐々木惣一関係文書」（京都府立総合資料館で閲覧可）などを使ってたどられている。それによれば、佐々木は辞表提出後も事件の解決を諦めていたわけではなく、小西に何回か案を提示し、小西もその案をもとに交渉していた。ところが、文部省は法学部の中心的な要求点である滝川復職を認める気は全くなく、古参の文部官僚田所美次の提案をもとにした小西解決案が公表された。しかし、佐々木はその後もなお妥協策を練り続け、最終的には滝川復職を「総長の努力目標にまで引下げて局面の打開につとめた」（185 ページ）が、不毛に終わったという。佐々木が滝川復職にこだわったのは、滝川個人の擁護というよりも、破壊されかけている大学自治の修復の象徴としてそれが不可欠だったからに他ならないからであるとされている。

「Ⅳ 滝川事件の展開」では、少し角度を変えて、京大法学部教授団以外の、他学部・大学の教授、学生、ジャーナリズムの動向が分析されている。結論からすると、前述のように法学部への組織的な支援は他学部・大学からは全くなかった。個人的に法学部支持の論陣をはった研究者はいないわけではなかったが、沢柳事件のときのように帝国大学が連合して文部省と対抗するという構図は当時の社会状況からして望むべくもなかった。むしろ滝川の「率直すぎる人柄に対する反感」（192 ページ）もあり、事を穏便にすませたいという空気が強かったという。反対に学生たちは事

件が表面化するとともに法学部教官支持の運動を起こし始めていた。出身高校別代表者会議を基盤として運動を展開した京大と、共産青年同盟の指導力が発揮された東大の学生の積極的な活動が見られたが、前者は小西総長の辞任後、後者は当初から大学当局や警察の取り締まりの対象となり、活動はおさまっていくことになる。一方、新聞・雑誌類は京大支持、文部省支持に割れていたが、その中であって、朝日の京都支局長田畑磐門や政経書院の田村敬男といった在野の知識人の京大支持の諸活動についても特筆されている。

「Ⅴ 滝川事件以後」では、松井元興総長登場以後法学部が「退官組」と「残留組」に分裂し、さらに事件の翌年に「復帰組」が出現した経緯が細かくたどられる。さらに敗戦後の滝川復帰をめぐる人事の動き、および総長就任後に起きた「暴行」事件およびその被告となった学生の特別弁護人に就いた法学部教官への滝川の姿勢が跡づけられている。本論は、これまで滝川事件を記念する催しは京大の行事としては一切行われておらず、その理由は「法学部において、滝川事件の後遺症が長く続き、その再建が容易でなかったことにある」とし、「その後遺症はいかなるもので、いかなる経過を経て今日に到ったか」（239 ページ）を明らかにすることを目的としている。まず滝川事件終末の際の教官分裂の主因は、「残留組」教授会の主張貫徹声明にあり、助教授以下の残留や授業への悪影響が及ばぬ策を考えていた佐々木や宮本英雄学部長の意向は無視されてしまったとする。そしてこの対立は、翌年の教官一部復帰でも解消されることはなかったとされる。さらに戦後の再建問題として、強調されているのが滝川が正式に復帰して学部長に就任後に行った三教授（黒田覚・佐伯千仞・大西芳雄）「追放」、さらに逆に新規採用の第一号である大石義雄の場合であり、これらに見られる戦後の滝川による権力誇示および「復帰組」への応報主義、滝川事件以前の状態

へと戻そうとする復古主義が指摘される。そして、「暴行」事件の特別弁護人となった法学部教官に対して教授の職を辞するべきであると公言した滝川の態度は、「その維持のために多くの犠牲者を出した教授会の人事権を自ら否定する」(293ページ)のものであり、「変節」と厳しく批判される。

「Ⅵ 滝川事件をめぐる人びと」は、前記の4本の文章からなり、エピソードを交えながら滝川事件の周辺が描き出されている。評者としては、人間関係その他周囲の人たちの人格面を含めて論評している「ある日の桑原武夫先生」がとりわけ興味深かった。

2. 本書の意義と今後の課題

本書の第一の意義は、滝川事件を時間的広がりの中でとらえ直したことである。ともすれば従来1933年における事件の経過のみがたどられて論じられていたのに対して、20年前の沢柳事件とひとつつながりのものとして滝川事件を把握した。両事件は、ともに京大法学部を一方の主人公とした大学自治関連事件であった、というだけでなく人脈の上からも密接なつながりがあったことが確かめられた。特に沢柳事件の際、当時最年少教授であったにもかかわらず佐々木惣一が果たした大きな役割が、滝川事件における理論的支柱へと直接つながっていること、それに加えて「佐々木内閣の与党」とも言われた滝川事件の「退官組」が京大での世代的経験を共にして、「沢柳事件当時在学、京大自由の伝統を身を以て感得できた共通経験をも」(113ページ)っているという指摘は重要であろう。

加えて、著者の目線は滝川事件以後、事件翌年の「退官組」の一部の京大復帰、さらには戦後の滝川復帰と総長就任に至る時期にまで及んでいる。これは、長く続いた事件の「後遺症」を理解するためには、こういった時期までの経過を押さえておかななくてはならないという著者の問題意識

に基づいているものであり、評者もこの見方に同意する。そして、事件の底流には滝川の人格があることが本書の端々から読み取れるが、戦後の滝川の発言や行動を跡づけていくことによって、そのことはますます明らかになる。本書のⅤで次々と見せられる現実、滝川事件の重要な側面を照らし出すものであり、その意味でも本書のとらえ方は正鵠を射ているものと言えるだろう。

本書の第二の意義は、多くの新史料が提示されていることである。前述のⅠで使われている「鉄史齋日記」⁽³⁾をはじめとして、文部省の滝川処分公式見解を示す文官高等分限委員会に提出の「滝川幸辰退職理由」(国立公文書館所蔵)も本書で初めて日の目を見た史料である。さらに、Ⅲで駆使された佐々木惣一関係文書、あるいは滝川事件全体の評価にも関わる史料である総長「暴行」事件の公判記録も使われている。他にも著者自身が行った聞き取り、宮本英雄や牧健二の「談話」など様々な新史料が使われている。

これらの新史料などを使って本書で新たに明らかになったことも多い。先ず挙げなくてはいけないのは、前述の滝川処分に際した文部当局および鳩山の主体性であろう。これまでの事件の語り方としては、第64議会における宮沢や菊池武夫といった議会内右翼の質問や、蓑田胸喜のような民間右翼の圧力が原因であり、文部当局はどちらかと言えばこれに押される形で処分を行ったとされていた。しかし、実際はそうではなく文部省は滝川の講義の様子も含めた調査を早い段階からおこなっていた形跡があり、1933年1月末までには処分の方針を固めていたという。だからこそ、議会において鳩山は「赤化教授」の処分が約束できたのであろう。さらに、滝川の所論がマルクス主義的とされたのも、通説によれば5月25日の分限委員会で初めて出てきたこととされていたが、実際には3月の文部省と宮本学部長との会談で登場していた(104ページ)という新事実も、

著者のいう文部省の主体性を傍証する。

次に挙げられるのは、主にⅢで詳述される滝川処分決定から法学部分裂に至る間の佐々木の「局面打開への努力」である。本書でも「滝川事件における京大教授団の闘争方針を孤立主義だとか政治性が無さすぎるとか批判するものがある」（232ページ）と触れられているとおり、「退官組」の純粋さ（あるいは頑なさ）がよく指摘される⁽⁴⁾。それは、当事者にも共通する意識があり、滝川の回顧録『激流』にも「京大法学部は政治的工作をワザと避けた」「京大法学部は、はじめから（文部省との間の一評者）調停などありえないと信じていた」と記されている。したがって、法学部側の中心だった佐々木が前述のような解決策を提示していたのは意外とも思える。しかし、滝川が述べるような姿勢であれば、当時の状況下では教官全員辞職、京大法学部閉鎖という方向しかなくなってしまふ。実際、当時のある法学部学生の日記には「教授連辞任シテモ大シタ苦痛ハナイカモシレナイガ残ル学生千五百ハドウ始末ガツケラレルカコノ方ヲ少シ考ヘテモライタイ」⁽⁵⁾と、運動を起こしていない学生の立場から教授たちへの厳しい批判が書かれている。法学部の若手研究者や何より受講している学生のことを考えたとき、佐々木の立場からすると解決策を模索するのはある意味当然のことであり、それをここで明示した本書の意義は大きい⁽⁶⁾。

戦後の滝川復帰における「竹田覚書」についての滝川の「書き落とし」の指摘（268ページ）も衝撃的である。原史料には記されていた恒藤の名が削られて『激流』に記載されたという、著者の史料考証から明らかになったこの事実は、先の「調停などありえない」と断定していた記述と合わせて滝川の回想録の信憑性に疑問符をつけただけでなく、自らの正統性誇示のためには手段を選ばぬ滝川の性格をも示しているものといえるかもしれない。

一方、よくわからないのは解決を模索する中で採用されかけたとされる宮本・佐々木・滝川が辞職する策である（297ページ）。これは5年前の河上肇辞職の際に当時の荒木総長がとったとされる方法⁽⁷⁾であるが、なぜ佐々木がこれに同意したのであろうか。この策を主導した宮本と佐々木の大学自治観に相違があった可能性もある。さらなる分析が必要であらう。

また、京大において「学問の自由と、これを守る大学の自治の発展にもっとも力を注がれたのが法学部」（1ページ）だったことは確かに間違いない。しかし、沢柳事件以前を見てみると、必ずしもそうとも言えない。京大で早い時期に分科大学長（のちの学部長）の公選制を求めたのは理工科大学であり、1902年9月に分科大学長互選を求めた建議書を提出している⁽⁸⁾し、1908年の岡田総長退職事件に際しても中心となっていたのは理工科大学の村岡範為馳だった⁽⁹⁾。そもそも、大学自治とは大学が研究機関として自覚するところから始まるものであり、大学が欧米の学問の単なる移植機関から脱しはじめて自前の学問研究を行うようになって初めて課題として認識されるものであろう。つまり、日本における大学自治の本格化とは、日本の学問の自立化と歩みを共通するものであると言え、そういった角度から大学自治の問題を検討することが今後求められていくと思われる。ただ、これは、著者というより、われわれ全体の課題と位置づけるべきであらう。

本書は、京大において「タブー」といってもよい滝川事件とその「後遺症」に大胆に踏み込んだ。本書の成果をどう生かすか、今度はわれわれに突きつけられた課題である。

[註]

- (1) 当事者たちによる回想や記録、当時の新聞記事などを収録した世界思想社編集部編『瀧川事件記録と資料』世界思想社、2001年、初めての滝

川の本格的評伝である伊藤孝夫『瀧川幸辰 汝の道を歩め』ミネルヴァ書房、2003年、瀧川事件の「辞職組」の一人である恒藤恭の思想を分析して事件についても一章を割いた広川禎秀『恒藤恭の思想史的研究 戦後民主主義・平和主義を準備した思想』大月書店、2004年、などが挙げられる。また、評者も小論ではあるが、「京大瀧川事件再考」と題して連載記事を発表した（『京都新聞』2004年4月8日・15日・22日・29日）。もちろん、こういった動向の契機の一つとしては京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史』全7巻、1997～2001年、の刊行があった（瀧川事件について記述があるのは7巻のうち総説編、部局史編1、資料編2である）ことは間違いなからう。

(2) 本書では、「瀧川幸辰」は旧字を使用しているのに対して、「瀧川事件」は常用漢字で表記している。その理由としては、事件が「個人を越える歴史的事件だからである」（凡例より）と説明されている。「澤柳政太郎」と「沢柳事件」も同様に扱われている。

(3) 「鉄史齋日記」には、京都学連事件についても

詳細に記されている（当時坂口は文学部長だった）。沢柳事件および京都学連事件に関しての同日記の一部は、前掲『京都大学百年史』資料編2に収録されている。

- (4) VIで取り上げられている岩波茂雄は、純理派を学外で代表していると言えよう。
- (5) 『河東倍男日記』1933年6月20日条（大学文書館所蔵）。河東は1931年法学部入学。
- (6) 本書にも若干言及はあるが、宮本学部長も解決策を模索していた。前掲「京大瀧川事件再考」参照。
- (7) 前掲『京都大学百年史』総説編、358ページ。本書103ページにも指摘がある。
- (8) 前掲『京都大学百年史』資料編2、216ページ。
- (9) 拙稿「一九〇八年京大岡田総長退職事件」朝尾直弘教授退官記念会編『日本社会の史的構造』近世・近代、思文閣出版、1995年。

(岩波書店刊、2005年1月発行、A6判、394ページ、1,300円)